

環境配慮事項一覧【島根県環境配慮指針を準用】

	『環境への配慮』 取組シート	番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		農村地域防災減災事業 佐世地区	水産流通基盤整備事業 浜田地区	水産環境整備事業 隠岐(島前・島後)地区	国庫補助事業 国道431号 松江北道路	無電柱化補助事業 国道432号 大庭バイパス	防災安全交付金事業 (一)掛合大東線 西谷工区	防災安全交付金事業 (一)木次直江停車場線 里方三代工区	防災安全交付金事業 (主)浜田八重可部線 後野工区	無電柱化補助事業 国道431 母衣町～南田町工区	大規模特定河川事業 玉川	
	個別/共通	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目
2. 人と自然との共生の確保												
個別配慮目標 (1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。												
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握											
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。	共通	○		○	○	○	○	○	○	○	
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の変更の回避											
	3) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の変更の回避に努める。	共通	○		○				○			○
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化											
	5) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の変更が回避できない場合は、影響の低減に努める。	共通	○		○							○
	6) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。											
	7) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。											
	8) 照明による野生動物への影響の低減に努める。											
	9) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。		○	○								
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出											
	10) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。	共通			○							
	11) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。											
12) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。	共通			○								
13) 自然とのふれあいの場の確保に努める。												
個別配慮目標 (2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。												
個別配慮事項	優れた景観の維持・形成											
	2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。											
	景観の統一性への配慮											
	4) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。	共通										
	5) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。	共通										
	7) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感あふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。											
	8) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。											
	公共事業の相互間の調和											
	9) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。											○
基本目標 3. 地球環境保全の積極的推進												
個別配慮目標 (1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえのない地球環境を将来の世代へ継承します。												
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減											
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】	共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】	共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。	共通							○	○	○	
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減											
	6) 自然エネルギー活用の推進に努める。	共通										
	7) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。	共通										
	8) 建設副産物の発生量抑制に努める。【再掲】	共通	○					○	○	○	○	○
	9) 建設副産物の有効利用に努める。【再掲】	共通	○	○				○	○	○	○	○
	10) しまねグリーン製品を活用する。【再掲】	共通	○					○	○	○	○	

環境配慮事項一覧【島根県環境配慮指針を準用】

	『環境への配慮』 取組シート	番号	11	12	13	14	15	16	18	19	20	21	
		広域河川改修事業 朝酌川	総合流域防災事業 桐の木川	総合流域防災事業 白上川	臨港道路整備事業浜田港 福井・長浜線	事業間連携砂防等事業 野波D	防災安全交付金事業 玉造西1地区	防災安全交付金事業 犬来地区	事業間連携砂防等事業 中別府工区	防災安全交付金事業 松江熊野線	防災安全交付金事業 神門通り線(2工区)		
	個別/共通	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	対応項目	
2. 人と自然との共生の確保													
個別配慮目標 (1)野生生物の生息・生育環境を保全し、生物の多様性を確保します。													
個別配慮事項	自然環境や野生生物の把握												
	1) 地域の固有な生態系や渡り鳥の飛来地などの優れた自然環境の把握に努める。	共通									○	○	
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の変更の回避												
	3) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の変更の回避に努める。	共通									○	○	
	自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響の低減化												
	5) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境の変更が回避できない場合は、影響の低減に努める。	共通		○									○
	6) 構造物が動物の移動の支障とならないように努める。又は、移動経路の創出に努める。												
	7) 貴重な野生生物の繁殖期間、産卵期間等への影響の低減に努める。												
	8) 照明による野生動物への影響の低減に努める。												
	9) 汚水の発生、騒音の発生等の自然環境への影響の低減に努める。			○		○						○	○
	自然環境や野生生物の生息・生育環境の復元・創出												
	10) 優れた自然環境や貴重な野生生物の生息・生育環境が消失・減少する場合は、代替地の復元・創出に努める。	共通											
	11) 緑化、植栽を行う場合は、地域固有の在来種を利用し、生態系の保全に努める。												
12) 生物生息空間の創造とネットワーク化に努める。	共通		○										
13) 自然とのふれあいの場の確保に努める。													
個別配慮目標 (2)潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ります。													
個別配慮事項	優れた景観の維持・形成												
	2) 計画地が、歴史的構造物の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とする。											○	
	景観の統一性への配慮												
	4) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮する。	共通											○
	5) 行為の位置、規模、構造、形態、意匠、素材及び色彩について、地域の特性又は統一性に配慮し、周辺の景観に調和するよう努める。	共通		○									○
	7) 事業の実施に伴い支障となる樹木等については移植等の方法により修景を生かすように努め、植栽に当たっては、場合により自然植生を考慮し、又は季節感あふれる樹種等を選定し、周辺景観との調和に留意する。												○
	8) 工事中における周辺景観への影響の低減に努める。												○
	公共事業の相互間の調和												
	9) 関連する事業が複数ある場合においては、十分に連携し、構想・計画・実施等のそれぞれの段階で調整を図り、全体的なまとまりが得られるよう、施設間の調和に努める。												
基本目標 3. 地球環境保全の積極的推進													
個別配慮目標 (1)地球温暖化の防止に取り組み、かけがえない地球環境を将来の世代へ継承します。													
個別配慮事項	温室効果ガスの排出低減												
	1) 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。【再掲】	共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4) 工事用車両の点検・整備の徹底に努める。【再掲】	共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5) 温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。	共通				○		○		○	○	○	
	省エネルギー、地球環境への負荷の低減												
	6) 自然エネルギー活用の推進に努める。	共通		○		○							
	7) 省エネルギー型の照明ランプの採用に努める。	共通		○									
	8) 建設副産物の発生量抑制に努める。【再掲】	共通		○		○		○		○		○	
	9) 建設副産物の有効利用に努める。【再掲】	共通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10) しまねグリーン製品を活用する。【再掲】	共通		○				○	○				